

国民健康保険システム標準化

令和6年度標準仕様書改定 第1回合同ワーキングチーム

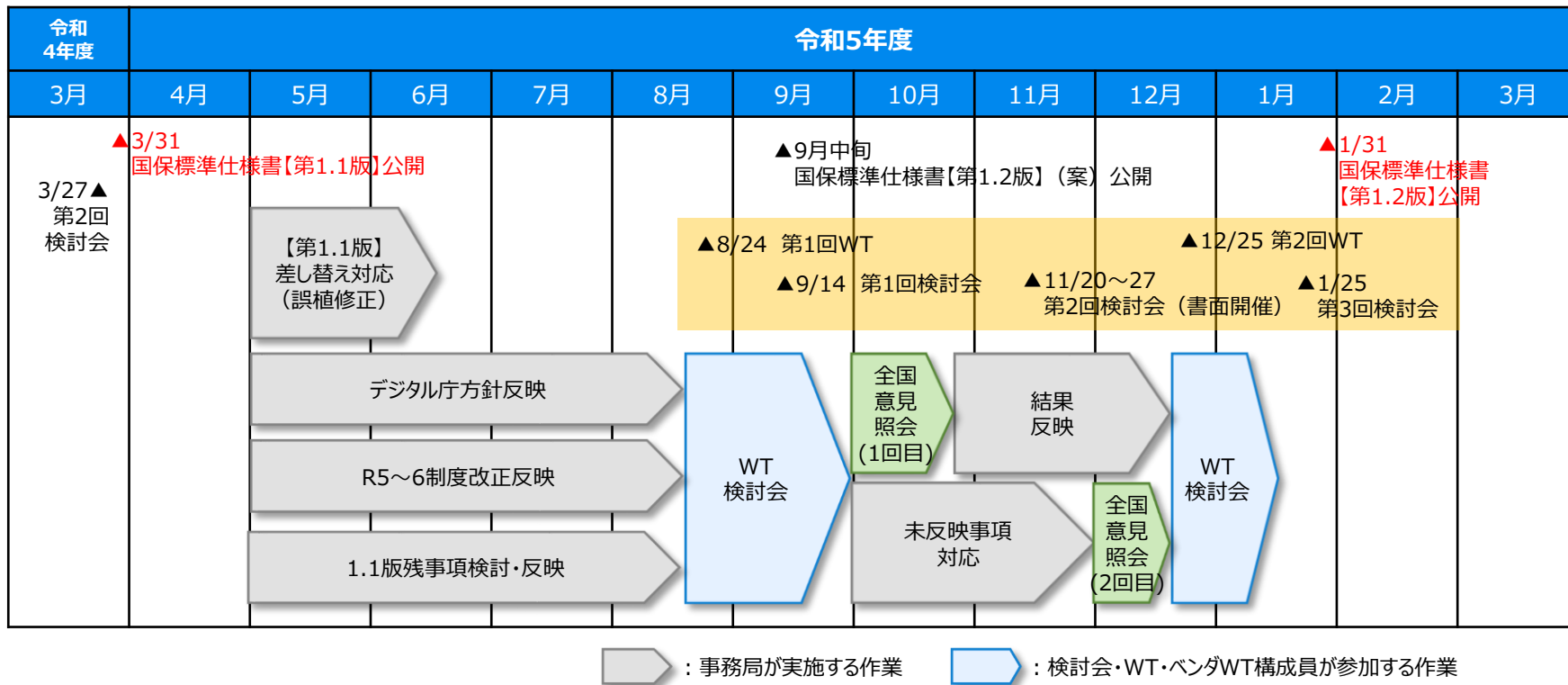
令和6年8月7日

目次

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容
2. 今年度実施事項
3. 国保標準仕様書【第1.2版】の持ち越し事項の対応について
4. 制度改正に関する要件の取り込みについて
5. デジタル庁検討事項の取り込みについて
6. その他修正
7. 適合基準日の見直しについて
8. 今年度スケジュール

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

国民健康保険システムの標準化においては、令和3年度より検討を開始し、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）を公開し、その後も制度改正や持ち越し事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改定を行い、令和5年3月31日に国保標準仕様書【第1.1版】、**令和6年1月31日に国保標準仕様書【第1.2版】を公開したところ。**



2. 今年度実施事項

標準化の対応としては、デジタル庁より示された「地方公共団体情報システム標準化基本方針（改定案）について」（令和5年7月展開）のとおりに、**令和5年3月末時点で公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度末までに移行**することを目指すこととなる。

他方、国保標準仕様書においては、【第1.2版】において持ち越し事項とした課題が残存していることや、来年度に向けた制度改正に対応する必要があること、加えてデジタル庁においても、各業務横並びの検討やデータ要件に関する必要な見直しが適宜行われており、これらについても対応する必要があることから、引き続き改定を行う。

なお、**令和5年度以降の改定にて追加・変更した機能要件等の適合基準日については、令和7年度末までに適合が必要となる制度改正に係る事項を除き、令和8年度以降となる。**

今年度において、対応を予定している内容は以下のとおり。

- ・ **国保標準仕様書【第1.2版】の持ち越し事項の対応**

国保標準仕様書【第1.2版】より持ち越した検討・課題事項について対応方針の決定、国保標準仕様書への反映を行う。

⇒後述【3章】に記載。

- ・ **制度改正等に関する要件の取り込みについて**

今年度国保として検討すべき制度改正等として、マイナンバーカードと健康保険証の一体化や、国民健康保険料のeLTAXを活用した公金収納及び子ども子育て支援金制度に係る要件の内容を整理する。

⇒後述【4章】に記載。

- ・ **デジタル庁検討事項の取り込みについて**

デジタル庁より示される横並び調整方針等の修正内容を確認し、国保標準仕様書への反映を検討する。

⇒後述【5章】に記載。

3. 国保標準仕様書【第1.2版】の持ち越し事項の対応について

国保標準仕様書【第1.3版】（案）における検討・課題事項の対応状況は以下のとおり。（各課題の詳細については、「【資料No.1別紙1】検討・課題事項一覧_国保」参照）

#	検討・課題事項	対応方針及び対応状況	国保標準仕様書【第1.3版】（案）への取込有無	本日議題対象	【資料No.1別紙1】の項番
1	地方単独事業に関する機能要件について	厚生労働省が「地方公共団体の医療費助成事業の実態調査について（依頼）」（令和5年2月13日付け事務連絡）を発出し、各都道府県、各政令市、各中核市を対象に、地方単独事業に係る実態調査を実施し、地単公費マスタは令和6年度までの取りまとめを目指しているところである。 地単公費マスタの取りまとめ結果は示されていないため、 <u>取りまとめの内容が示され、国保システムとして標準化すべき事項がある場合には、改めて検討会にお諮りすることとする</u> こととし、国保標準仕様書の課題としては一旦クローズとする。	取込なし	—	No6
2	特定健診等に係る業務について	令和6年3月に、 <u>特定健診等システム標準仕様書【第0.9版】が公開</u> され、引き続き令和6年度上期も持ち越し事項等に係る検討を行っており、検討結果を踏まえ改版を行い、 <u>令和6年8月に【第1.0版】として公開する予定</u> であることから、 <u>国保標準仕様書への取り込みを検討</u> する。	取込済み	○	No7

3. 国保標準仕様書【第1.2版】の持ち越し事項の対応について

前ページにお示した検討・課題事項の対応に関して、本W Tにて確認又は議論いただく必要があると考えられる議題を事務局において整理した。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導に係る業務について

課題

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）業務に係る標準仕様については、令和5年度に国保システム標準化検討会を親会とする特定健診等WTにおいて検討を行い、国保標準仕様書の一部として**令和6年3月に「特定健診等システム標準仕様書【第0.9版】」を公開したところ。**
当該仕様書については、引き続き令和6年度上期も持ち越し事項等に係る検討を行っており、検討結果を踏まえ改版を行い、**令和6年8月に【第1.0版】として公開する予定。**
上記のとおり、特定健診等システムに係る標準仕様を公開していることを踏まえ、国保標準仕様書においては**国保システムと特定健診等システム間の連携に係る機能要件を規定する。**また、デジタル庁が示す**機能別連携仕様についても見直しを行う必要がある。**

方針（案）

特定健診等システム標準仕様書において、国保システムから国保資格情報を取得する機能が規定されたことから、国保システムにおいても、特定健診等システムへの連携機能として、国保標準仕様書【第1.3版】（案）において、下記の機能要件を規定する。

<国保標準仕様書【第1.3版】（案） 別紙2 機能・帳票要件（資格管理） 機能ID：0242748（実装必須機能）>

機能名称 小分類	改定種別 （直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	
				指定都市	一般市区町村
2.7.1 国保資格情報他システム連携ファイル作成	新規追加	0242748	特定健診等システムに以下の情報を連携できること。 【管理項目】 ・ 国民健康保険情報	◎	◎

また、機能別連携仕様については、令和6年8月に公開予定の「特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】」に基づき令和6年11月に改訂が行われる予定。改版にあたり事前に実施される見込みの意見照会において、規定内容（案）について事務局にて意見出しを行う予定。

4. 制度改正等に関する要件の取り込みについて

今後対応が必要となる制度改正等については以下のとおり。

#	項目	対応方針及び対応状況	国保標準仕様書【第1.3版】(案)への取込有無	国保標準仕様書【第1.3版】(案)における修正対象
1	マイナ保険証利用促進キャンペーン対応について	「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて」(令和6年1月24日付け保発0124第5号 厚生労働省保険局長通知)において、マイナ保険証の更なる利用促進を図るため、限度額適用認定証の申請様式に利用促進のための文言を追加することが示され、原則として令和6年度の印刷物から対応するよう明示されたため、 国保標準仕様書への取り込みを検討 する。	取込済み	(別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト
2	負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの対応について	「負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの導入について」(令和5年12月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)において、オンライン資格確認等システムより連携された情報を保険者システムで保有している情報と突合し、負担割合等に相違がないかチェックする仕組みの対応が示されたため、 国保標準仕様書への取り込みを検討 する。	取込済み	(別紙2) 機能・帳票要件
3	マイナンバーカードと健康保険証の一体化について	令和6年12月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)が施行されることを受け、 国保標準仕様書への取り込みを検討 する。	取込済み	(別紙1) 業務フロー (別紙2) 機能・帳票要件 (別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト
4	eLTAX活用に係る対応について	eLTAX活用に係る対応については、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)の「共通課題対策分野」において、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することが示された。 国民健康保険料についても、eLTAXを活用した収納の対応が必要となることから、国保標準仕様書への機能の取り込みを検討 する。	今後検討予定	—
5	子ども子育て支援金対応について	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号。)の成立により、新たに 子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者が賦課・徴収する保険料に子ども・子育て支援金を含めることとされたため、国保標準仕様書への取り込みを検討 する。	今後検討予定	—

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) マイナ保険証利用促進キャンペーン対応について

課題

「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて」（令和6年1月24日付け保発0124第5号 厚生労働省保険局長通知）において、マイナ保険証の更なる利用促進を図るため、限度額適用認定証の申請場面で被保険者へ周知することが、マイナ保険証への移行を促す上で効果的であると考えられることから、限度額適用認定証の申請様式に「マイナ保険証普及文言（※）」を追加して周知する対応が示され、原則として令和6年度の印刷物から対応するよう明示された。

※マイナ保険証普及文言の参考

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

限度額適用認定証の新様式（※）については、以下の通り国民健康保険法施行規則において示されている。

※ 限度額適用認定証等の様式

- ・ 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）様式第1号の8
- ・ 国民健康保険法施行規則様式第1号の8の2
- ・ 国民健康保険法施行規則様式第1号の8の3
- ・ 国民健康保険法施行規則様式第1号の8の4
- ・ 国民健康保険法施行規則様式第1号の9
- ・ 国民健康保険法施行規則様式第1号の9の2

また、医療費通知についても、マイナ保険証の利用促進のための利用勧奨を行う方針が厚生労働省より示されたことから、国保標準仕様書へ要件を反映する必要がある。

方針（案）

上記の通知を受けて、事務局において要件を整理した結果、次ページに示す通り、国保標準仕様書に反映することideいかがか。

(1) マイナ保険証利用促進キャンペーン対応について（つづき）
国保標準仕様書【第1.3版】（案）への修正例（抜粋）

なお、限度額認定証に関しては、省令様式にマイナ保険証普及文言が定められていることから、（別紙３）帳票詳細要件の変更は行わない。

医療費通知の印字文言は、「本年12月2日から、現行の保険証は発行されなくなります。」といった令和6年においてのみ有効な文言であり今後変更が想定されることや、市区町村によって印字文言を変更することから、（別紙4）帳票レイアウトには、印字位置を示す「〇〇〇」を追加し、（別紙3）帳票詳細要件には、留意事項として「出力文言は国が示す文案等を参考に出力する。」と記載する。

C

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(2) 負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの対応について

課題

「負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの導入について」（令和5年12月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）において、オンライン資格確認等システムへの登録情報と保険者システムにおける登録情報とを突合させることで、両システム間で被保険者の負担割合等（限度額適用区分を含む。以下同じ。）の情報に相違が生じていた場合に、保険者において早期の検知を可能とすることを目的に、各保険者において、オンライン資格確認等システムより連携された情報を保険者システムで保有している情報と突合し、負担割合等に相違がないかチェックする仕組みの対応が示されたため、国保標準仕様書へ機能要件を反映する必要がある。

方針（案）

上記の事務連絡を受け、オンライン資格確認システムと保険者で保有する証情報の不一致を解消する点検を定期的実施するために必要となる要件を整理し、国保標準仕様書【第1.3版】（案）としては、以下の機能要件（案）を規定することideいかがか。

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分	
			指定 都市	一般市 区町村
6.7.1 負担割合相違抽出	0242746	負担割合等ファイルの取り込みを行い、保険者システムで保有する判定済み負担割合と相違のある被保険者をリストアップできること。	◎	◎
6.7.1 負担割合相違抽出	0242747	負担割合等ファイルの取り込みを行い、保険者システムで保有する判定済み限度額適用区分と相違のある被保険者をリストアップできること。	◎	◎

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(3) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

○改正の概要

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、**令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）が公布され**、マイナンバーカードと健康保険証の一体化において、改正法の施行後は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とすることが示された。

さらに、全ての被保険者が必要な保険診療を受けられるよう、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認することが、改正法において示された。

その後、資格確認書等の様式等及びその交付のためのシステム改修等の内容については、令和5年12月に「資格確認書の様式等について（事務連絡）」が示され、令和5年12月27日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について（通知）」が発出され、**施行期日は、令和6年12月2日**（以下「施行日」という。）とすることが示された。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(3) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について（つづき）

制度施行時に必要となる機能について、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）において令和5年12月に要件案を示しており、その後検討を進めた結果、現時点においては以下の機能の対応を予定している。（標準システムにおける対応内容の詳細は、「【別添①】市町村事務処理標準システムにおける基本設計の観点及び方針について（マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応）」参照。）

国保標準仕様書への反映内容については、標準システムにおける対応内容をもとに検討・整理を行っている。標準システムにて対応を予定している内容及びそれに紐づく国保標準仕様書への反映内容について、以下に示す。

#	標準システムにおける対応内容		国保標準仕様書【第1.3版】（案）への反映内容
	概要	対応内容	
1	「被保険者証」等の発行機能の削除	「被保険者証（短期証を含む）」、「被保険者資格証明書」については、施行日以降は交付できないようにする。ただし、「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」については、引き続き交付可能とする。	・法施行が令和6年12月2日であり、国保標準仕様書の適合基準日以前に被保険者証および被保険者資格証明書の交付が終了することから、被保険者証および被保険者資格証明書の交付および交付履歴の管理機能にかかる機能要件を削除する。
2	「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の様式追加	本制度改正において必要となる「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の様式を追加する。（詳細は#3～5参照）	・資格確認書（カード型、はがき型、A4型）の様式追加する。 ・資格情報のお知らせ（A4型）の様式を追加する。
3	申請による「資格確認書」の発行機能の追加	被保険者本人からの申請により、「資格確認書」を発行し、交付できるようにする。	・機能要件・業務フローに資格確認書の発行に関する記載を追加する。
4	利用登録情報等を活用した「資格確認書」の発行機能の追加	マイナ保険証を保有していない者や、保険者が必要と認めた者に対し、保険者が「資格確認書」を発行し、職権で交付できるようにする。	・機能要件・業務フローに資格確認書申請に関する記載を追加する。
5	「資格情報のお知らせ」の発行機能の追加	マイナ保険証の保有者に対し、新規資格取得時や一部負担金割合の変更時に「資格情報のお知らせ」を出力できるようにする。	・機能要件・業務フローに資格情報のお知らせに関する記載を追加する。
6	滞納世帯主等の取り扱いに関する機能の見直し	従来の「被保険者資格証明書」の対象者（改正法の施行後は「特別療養費支給対象者」）に対し、通知書を発行できるようにする。	・機能要件・業務フローに特別療養費支給対象者管理に関する記載を追加する。
7	「資格確認書」等の年次交付に関する機能の追加	「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」について、有効期限が切れる対象者に対し年次一括発行ができるようにする。	・機能要件・業務フローに資格確認書・資格情報のお知らせの一括発行に関する記載を追加する。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(3) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について（つづき）

#	標準システムにおける対応内容		国保標準仕様書【第1.3版】（案）への反映内容
	概要	対応内容	
8	被保険者証廃止に伴う、照会画面等に関する機能の見直し	世帯照会画面や履歴照会画面等の照会画面について、被保険者証の廃止に伴い「保険証」の項目名を「資格確認書」に置き換える等、表示項目の見直しを行う。	・機能要件における被保険者証に関する記載を削除する。 ・機能要件における資格確認書・資格情報のお知らせ発行履歴等の照会に関する記載を追加する。
9	被保険者証廃止に伴う、連携機能の見直し	従来「被保険者証（短期証を含む）」や「資格証明書」の交付履歴を基に作成している国保情報集約システムとの「資格情報（個人）ファイル」や、特定個人情報番号 3 1 に設定される「副本（資格情報）」、総務省中間標準レイアウトについて、「被保険者証（短期証を含む）」や「資格証明書」の交付履歴以外から作成できるようにする。	・機能要件における資格情報（個人）被保険者証等履歴の作成仕様に関する記載を追加する。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(4) eLTAX活用に係る対応について

課題

eLTAX活用に係る対応については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）の「共通課題対策分野」において、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することが示された。

また、上述の規制改革実施計画に基づき、デジタル庁及び総務省並びに地方公共団体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁（以下「関係府省庁」という。）においては、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）にて、いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAXを活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行うことが示された。

これらの決定に基づき、国民健康保険料について、eLTAXを活用して収納を行うための機能要件を国保標準仕様書に反映するため、機能要件の検討を行うこととする。

方針（案）

現時点で国保標準仕様書に反映すべき機能概要としては、以下を想定している。

【機能概要（案）】 ※ 以下、国民健康保険料に関する機能概要

- 納付書情報を生成し、eLTAXにアップロード（登録）できること
- eL-QR付納付書が発行できること
- eLTAXから連携される消込情報を取得し、分割及び取込ができること
- 「機構共通口座」から振り込まれる公金の入金情報が取得できること
- コンビニ納付や口座振替等の他チャネルでの消込済情報をeLTAXの納付書情報へ反映できること

国保標準仕様書としてはeLTAX見積参考資料を基に検討を進めていく予定であるが、令和7年1月頃にeLTAX公開仕様書が展開予定とされており、今後の検討状況によっては国保標準仕様書の公開時期に変更が生じる可能性がある。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(5) 子ども子育て支援金対応について

課題

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。以下「支援改正法」という。）が令和6年6月5日に成立し、本支援改正法において、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するとされた。

子ども・子育て支援金制度の主な内容は、以下の通りである。

- ①医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収
- ②医療保険者は被保険者等から徴収する保険料に納付金を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

方針（案）

現時点で国保標準仕様書に反映すべき機能概要としては、以下を想定している。

【機能概要（案）】

- 税率照会機能へ子ども支援金情報追加
- 報告資料の変更
- 試算機能および保険料計算機能へ子ども支援金計算機能を拡張
- 月報・按分集計表や画面等の収納額内訳の按分処理修正
- 画面・帳票への内訳項目の追加

令和6年7月1日に開催された「子ども・子育て支援金制度に係る全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議」において、令和6年度末に向けて国保標準仕様書の改定版を公開するスケジュール（案）が提示されたため、国保標準仕様書へ反映する内容について検討を進めていく予定。

現在、制度に関する議論が進められている状況だが、今後の議論の状況によっては国保標準仕様書の公開時期の変更が生じる可能性がある。

5. デジタル庁検討事項の取り込みについて

今年度、デジタル庁より示された横並び調整方針等の修正や検討内容が示された内容は以下のとおり。

#	詳細	状況	国保標準仕様書【第1.3版】（案）への反映状況
1	横並び調整方針改定版の取り込み	令和6年7月に横並び調整方針の改定案が展開され、帳票ID単位で適合基準日の欄を設け、実装必須機能とされている帳票要件については、適合基準日を明示するよう示された。 <u>正式版展開後、国保標準仕様書に反映する予定。</u>	<u>・正式版公開後、見直し予定</u>

6. その他修正

事務局において改めて国保標準仕様書の内容を見直した結果、修正要否の検討が必要と判断した内容について、以下に示す。なお、修正が必要と判断したものについては国保標準仕様書【第1.3版】（案）へ取り込んでいる。

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.3版】（案）への取込有無	国保標準仕様書【第1.3版】（案）における修正対象
1	副本照会結果の取込機能の削除	副本照会結果の取込機能について、改めて事務運用を見直した結果、事務処理上、資格業務において副本結果を取り込む運用は存在しないことから、機能要件から削除する。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件
2	機能の単位の見直し	機能の単位は必要最小限の機能を1単位とする記載の基準に沿っていないと思われる要件が存在したため、基準に沿うよう要件を分割して記載を見直す。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件
3	集計根拠資料の行政区別出力機能の見直し	国・都道府県へ報告するための根拠情報を、行政区毎に出力する機能を規定しているが、報告資料としては、区毎に出力する必要がないことから、該当の機能要件を標準オプション機能に変更する。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件
4	納付額の合算値への見直し	介護及び後期の納付額について、国保と別管理として要件に規定されているが、確定申告時の利用等を考慮した場合、合算された値を用いることが効率的であると考え、介護及び後期の事務局と連携し、機能要件及び連携項目の見直しを行う。	<u>取込なし</u>	—
5	誤植修正等の反映	以下の事項について、国保標準仕様書へ反映する。 ① 「税」及び「料」において異なる項目名の読み替えの考え方追記 ② 実装類型の見直し（共通機能、統合収滞納関連機能、介護事務局からの依頼起因） ③ 退職者医療制度廃止に伴う帳票項目削除 ④ 帳票レイアウト性別欄の削除 ⑤ 「QRコード」を「二次元コード」へ修正 ⑥ その他誤記等の修正	<u>取込済み</u>	本紙 （別紙2）機能・帳票要件 （別紙3）帳票詳細要件 （別紙4）帳票レイアウト

6. その他修正

(1) 副本照会結果の取込機能の削除

資格の機能・帳票要件において、副本照会結果の取込機能を規定していたが、あらためて事務運用を見直した結果、事務処理上、資格業務において副本結果を取り込む運用は存在しないことから、機能要件から削除する。

＜修正事項一覧【第1.3版】(案)より抜粋＞

該当箇所（【第1.2版】時点）		修正カラム	修正前記載内容	修正後記載内容	備考
業務名	機能ID				
別紙2_資格管理	0240326	機能要件	自治体中間サーバ経由で「他団体」等から回答された副本照会結果について、取込できること。	(記載削除)	副本照会結果の取込機能について、改めて事務運用を見直した結果、事務処理上、資格業務において副本結果を取り込む運用は存在しないことから、機能要件から削除する。
別紙2_資格管理	0240327	機能要件	取込を行った副本照会結果について、回答内容を照会できること。	機能ID 0242680へ変更	機能ID 0240326の要件削除に伴い本機能IDは削除し、機能ID 0242680を規定する。

(2) 機能の単位の見直し

国保標準仕様書において機能の単位は必要最小限の機能を1単位とするよう地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針【第1.3版】において示されているが、改めて機能・帳票要件を見直した結果、この基準に沿っていないと思われる機能要件が存在したため、基準に沿うよう要件を分割して記載を見直す。

なお、曖昧な表現の見直しや要件の細分化のため記載を修正しているが、機能要件の変更は行っていない。

＜修正前＞

要件種別	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	
	小分類			指定 都市	一般市 区町村
機能要件	1.1.1 操作権限設定・管理	0242077	〔行政区管理を行っている指定都市向けの要件〕 〔区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件〕 各業務にて更新は下記のとおり許可された行政区でのみ実施可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。 ・資格の異動入力等は過去に遡及するものも含め、該当する世帯主の時点ごとの所管区に所属する職員でのみ可能 ・資格の異動入力で別の世帯への一部追加含む世帯分離及び区間異動を同時に行う場合は、区間異動する住民の異動先世帯主の所管区に所属する職員でのみ可能 ・賦課の更正入力、所得入力、減免入力のいずれについても、該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、またはその両方の職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能 ・給付の申請受付入力は申請者の過去履歴を含めた資格区に所属する職員でのみ可能 ・収納の還付処理は該当する住民の直近の資格区または当時の賦課区に所属する職員でのみ可能 ・収納の充当処理は還付発生期別の賦課区に所属する職員でのみ可能 ・収納の消込エラーの修正は対象期別の賦課区に所属する職員でのみ可能 ・滞納処分の登録・更新は該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、またはその両方の職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能	◎	—
機能要件	1.1.1 操作権限設定・管理	0242078	〔行政区管理を行っている指定都市向けの要件〕 〔区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件〕 各業務にて更新は下記のとおり許可された行政区でのみ実施可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。 ・資格の異動入力は過去に遡及するものも含め、該当する直近の世帯主の所管区に所属する職員でのみ可能 ・収納の充当処理は還付発生期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、充当先期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能	○	—

6. その他修正

(2) 機能の単位の見直し

<修正後>

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分	
			指定 市区 町村	一般市 区町村
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242749	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 資格の異動入力等は過去に遡及するものも含め、該当する世帯主の時点ごとの所管区に所属する職員でのみ可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。	○	—
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242750	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 資格の異動入力で別の世帯へ一部追加含む世帯分離及び区間異動を同時に行う場合は、区間異動する住民の異動先世帯主の所管区に所属する職員でのみ可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。	○	—
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242751	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 職員の更正入力、所得入力、減免入力のいずれについても、該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、またはその両方の職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。	○	—
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242752	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 給付の申請受付入力に申請者の過去履歴を含めた資格区に所属する職員でのみ可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。	○	—
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242753	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 収納の還付処理は該当する住民の直近の資格区または当時の賦課区に所属する職員でのみ可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。	○	—
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242754	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 収納の充当処理は還付発生期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。	○	—
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242755	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 収納の消込エラーの修正は対象期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。	○	—
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242756	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 滞納処分の登録・更新は該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、またはその両方の職員でのみ可能とするかをパラメータにより設定可能とすること。(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)	○	—
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242757	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 ・資格の異動入力等は過去に遡及するものも含め、該当する直近の世帯主の所管区に所属する職員でのみ可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。	○	—
1.1.1 操作権限設定・ 管理	0242758	【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】 【区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件】 ・収納の充当処理は還付発生期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、充当前期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするかをパラメータにより設定可能とすること。(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)	○	—

6. その他修正

(3) 集計根拠資料の行政区別出力機能の見直し

賦課及び給付の機能・帳票要件において、国・都道府県へ報告するための根拠情報を、行政区毎に出力可能とする機能を規定しているが、事務局において改めて確認した結果、データとしては区毎の情報を保持しているものの、報告資料としては、区毎に出力する必要がないことから、該当の機能要件を標準オプション機能に変更する。

なお、報告資料の作成機能は標準オプション機能に変更するものの、EUC機能によりデータを抽出することは可能であることから、区毎の情報を活用する際には、EUC機能を利用していただく想定。

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分	
			指定 都市	一般市 区町村
12.3.1 統計資料作成	0242284	[行政区管理を行っている指定都市向けの要件] 行政区毎に国・都道府県へ報告する際の基礎となる統計資料の集計根拠データを作成できること。（実態調査用ファイル（保険者票・世帯票）・賦課限度超過額控除後の所得報告資料・国民健康保険税に関する調べ資料・国民健康保険世帯数・被保険者数調べ資料）	○	－
24.1.1 統計資料作成	0242453	[行政区管理を行っている指定都市向けの要件] 国民健康保険システムに登録されている給付情報を基に、行政区毎に厚生労働省へ報告する国民健康保険事業状況報告の集計に必要な根拠情報の出力が可能であること。（月報データ）	○	－
24.1.1 統計資料作成	0242454	[行政区管理を行っている指定都市向けの要件] 国民健康保険システムに登録されている給付情報を基に、行政区毎に都道府県へ報告する法定給付費額報告書の集計に必要な根拠情報の出力が可能であること。	○	－
24.1.1 統計資料作成	0242455	[行政区管理を行っている指定都市向けの要件] 国民健康保険システムに登録されている給付情報を基に、療養給付費等負担金交付申請の報告のため、月毎の療養給付費等負担金交付申請の集計に必要な根拠情報の出力が行政区毎に可能であること。	○	－

6. その他修正

(4) 納付額の合算値への見直し

○見直しの経緯

国保標準仕様書において、納付額証明書に出力する納付額については、国保分の納付額のみを出力する規定となっており、介護・後期についてはそれぞれ各業務の標準仕様書にて規定されている。

一方、市区町村によっては、市民サービスの観点から、市町村が徴収する他の社会保険料（後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料）を併記して、1通で交付している場合（以下「まとめ納付額証明書」という。）があり、まとめ納付額証明書を発行している市町村においては、引続き、一つの帳票として出力できるよう過去の全国意見照会（国保標準仕様書【第1.0版】の策定に向けた全国意見照会（令和4年度実施））において当該機能の実装を求める意見があったことから、改めて国保標準仕様書の機能として規定すべきか事務局において整理を行った。

○事務局における対応

対応を検討する上で、以下2点の論点があると考える。

- 標準化対象とされている1業務である国保業務が、他業務である後期・介護の納付額を証明することが適当か。
- 他システムについても当該機能を実現するために、データ要件・連携要件の改定を行っていただく必要があること。また、統合収滞納機能においてもまとめ納付額証明書の発行機能を規定していただく必要があること。

上記のような論点はあると考えるが、市町村の実務の実態と標準仕様書の間で大きく乖離が存在することは望ましくはないため、まとめ納付額証明書の機能要件（※）に類する機能をすでに実装している国保システムが存在するかどうかを、ベンダ構成員にヒアリングを行った。

（※）まとめ納付額証明書の機能要件（案）（標準オプション機能）

- ・介護・後期の納付額データを国保システムに取込む。
- ・国保納付額と併せて、介護・後期の納付額を納付額証明書に出力する。

ヒアリングの結果、当該機能をすでに実装している国保システムは7社中1社のみであったことから、一部の市町村においてはまとめ納付額証明書を利用しているものの、多くの市町村においては必要とされていない機能であると想定されるため、国保標準仕様書の機能として規定しないこととする。

7. 適合基準日の見直しについて

課題

地方公共団体情報システム標準化基本方針において、制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和4年度末に公開した標準仕様書（国保の場合【第1.1版】）に、令和7年度末までに準拠するよう方針が示されているところだが、その後、国保においては、制度改正等の政策上必要と判断されるものとして、前章までに示した通り、【第1.1版】の公開後、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応（令和6年12月2日施行）、子ども子育て支援金（令和8年度）等、大型の制度改正が行われることとされたことにより、標準仕様書への準拠対応に加えて、これら制度改正に係るシステム改修についても優先的に対応を行う必要が生じているところ。

そのため、ベンダ各社においては国保標準仕様書に示している全ての実装必須機能を令和7年度末までに実装することが困難な状況にあるとの声がある。その一方で、地方公共団体情報システム標準化基本方針で示されている令和7年度末の移行期限について、国保単独で見直すことは難しいことから、別途対応を検討する必要がある。

方針（案）

国保標準仕様書としては、以下の方針（案）に沿って一部の実装必須機能の取り扱いを見直すことでいかがか。

【適合基準日見直し方針（案）】

- これまでの検討会及び全国意見照会において議論した結果を覆すことになるため、実装類型の見直しは行わない。
- 国保の制度運営を行う上で、必要な機能については、従来の適合基準日（令和8年4月1日）のまま変更しない。
- 国保の制度運営に直結しない利便性を目的とした実装必須機能については、時限を設けた標準オプション機能として扱う。
（適合基準日を遅らせることはしない。）

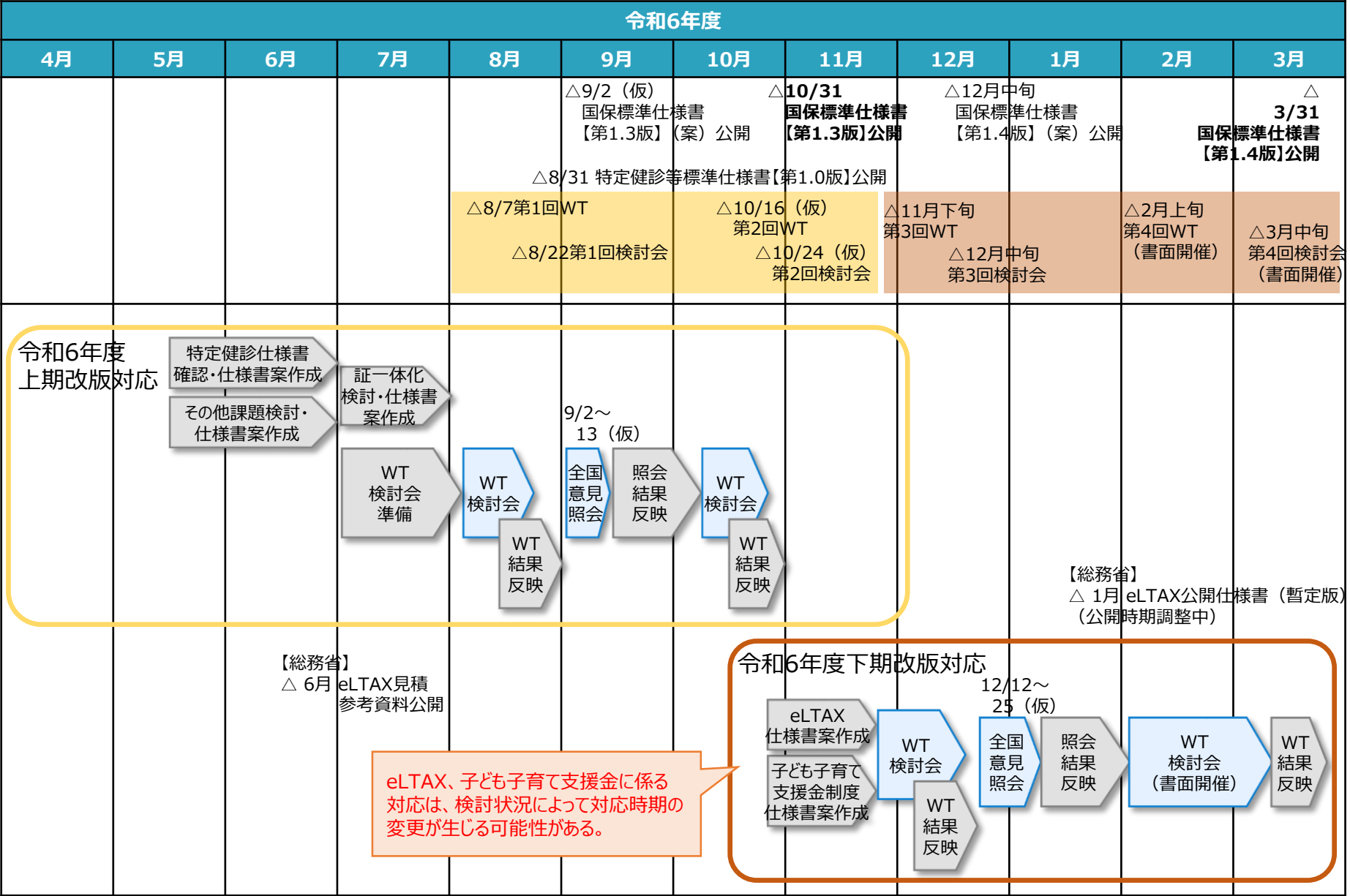
本方針（案）に沿って一部実装必須機能の取り扱いを見直すこととした場合、すでに国保標準仕様書【第1.1版】を基に調達を終えている市区町村においては変更契約が必要となる可能性があるものの、このことにより、標準化期限までに改修を終える必要がある大型な制度改正への対応について、ベンダ各社において標準準拠対応のための一部のリソースを制度改正に割く状況が生まれると考えられ、市区町村に求められる確実な制度改正対応においては、メリットにつながると考えられる。

一部機能の取り扱いを見直さないままだと、標準化期限に間に合わないシステムが発生してしまい、結果的に市区町村にも影響が生じることや、標準化期限までに開発することを優先した結果、システムの品質が低下する可能性も懸念されることから、上記対応とすることでいかがか。

上記の方針（案）について、本WTにおいてご承認をいただけた場合は、今後事務局において対象機能（案）及び標準オプション機能として扱う期限を整理の上、ベンダ分科会にてご意見をいただくことを検討している。その後、検討結果を合同WT・検討会にお示した上で、全国意見照会を実施し、令和6年度中に国保標準仕様書へ反映する予定。

8. 今年度スケジュール

今年度予定している国保標準仕様書の改版スケジュールを以下に示す。（グレーの網掛け箇所は事務局作業）



※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。